次期栃木県教育振興基本計画懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 次期栃木県教育振興基本計画策定要綱第4条に基づき、広く各界から の意見を聴取するため、次期栃木県教育振基本計画懇談会(以下「懇談会」 という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、栃木県教育委員会 が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 教育関係機関、団体関係者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 産業経済界関係者
 - (5) 公募委員

(任期)

第3条 懇談会委員の任期は、任命の日から令和8(2026)年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 懇談会に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(懇談会)

- 第5条 懇談会は、必要に応じて教育長が招集する。
- 2 委員長は、懇談会の議長となる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、栃木県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6(2024)年11月7日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8(2026)年3月31日をもって、その効力を失う。